

不 大阪市民のみなさんへ

重大な児童虐待ゼロへ

新 新規 拡 拡充

質の高い学校教育を推進するための仕組みづくり

ブロック化による学校支援事業 → 4億3,600万円

新 • 小中学校を4つのブロックに分け、ブロック統括者のマネジメントのもと、独自の課題に対応した、きめ細やかな支援を実施

学力向上推進事業 → 7,900万円

拡 • 専任チームが定期的に学力向上推進校(240校)を訪問し、教員への指導助言等を実施



学校教育ICT活用事業 → 71億1,200万円

拡 • 小学校5・6年及び中学校1年の全児童生徒に1人1台環境を実現するため、学習者用端末を約47,000台整備

スマートスクール次世代学校支援事業

→ 3億6,100万円

新 • 一人ひとりに合った指導の充実のため、児童生徒の学習面や生活面等の情報を1つの画面に表示するシステムを構築



外国からの児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業

→ 1億7,400万円

新 • 帰国・来日した児童生徒に対し、生活言語の習得から学習言語の習得まで切れ目のない支援等を実施

不登校児童生徒の支援のための適応指導教室の設置モデル事業

→ 3,500万円

新 • 不登校児童生徒に対する学習の場として適応指導教室を設置し、配置スタッフが継続的な学習支援を実施

こどもの貧困に対する取り組み

大阪市子どもサポートネット事業

→ 6億1,600万円

拡 • 学校の「気づき」を区役所や地域等の支援につなぎ、子どもとその世帯を社会全体で支える仕組みを全区で実施



安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みの充実

4歳児訪問事業 → 1億1,300万円

新 • 全ての4歳児を対象に保健師等が各家庭や幼稚園等を訪問し、健康教育や子育て相談などを実施

未就学児のお散歩時等における安全対策 → 6億3,500万円

新 • 保育施設等のお散歩時に子どもの見守り等をする保育支援者の配置補助や、防護柵設置等の交通安全施設整備を実施

待機児童を含む利用保留児童の解消に向けた取り組み

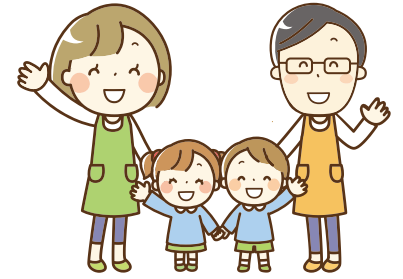
民間保育所等整備事業 → 60億6,000万円

拡 • 都心部における保育所等への賃借料の補助や、テナントビル等に保育所等を整備する場合の改修補助など

保育人材の確保対策事業

→ 28億8,100万円

新 • 保育士の働き方改革を推進するための保育士を配置した施設への、配置に必要な人件費の補助など



障がい児の受入れ強化

→ 16億1,600万円

拡 • 特別支援保育担当保育士等の雇入費を補助

新 • 障がい児の受け入れに必要な教材・環境備品購入費を補助

市民の暮らしを守る福祉等の向上

真に支援を必要とする人々のための施策

オレンジサポーター地域活動促進事業 → 9,200万円

新 • 各区の認知症強化型包括支援センターにコーディネーターを配置し、オレンジサポーターで構成されるチームの立ち上げや地域活動を支援
• 認知症の人にやさしい企業等をオレンジパートナーとして登録・周知し、支援活動を促進



重度障がい者就業支援事業 → 1億8,100万円

新 • 重度障がい者の就労機会の拡大を図るため、日常生活における支援を就業中にも実施

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョっとちゃん」

犯罪被害者等の支援に関する条例にかかる各種支援事業 → 2,500万円

新 • 被害発生初期段階における被害者等の状況に応じたアウトリーチ支援や、見舞金の支給、日常生活の支援など



各区の特色ある施策の展開

区の特性や地域の実情に即した施策を展開

→ 278億9,500万円

• 引き続き区長の権限と責任による区の特性や地域の実情に即した総合的な施策を展開

問い合わせ ▶ 大阪市総合コールセンター ☎4301-7285 FAX 6373-3302

*各事業内容の担当部署へおつなぎさせていただくか、おつなぎできない場合は、連絡先をご案内します。なお、担当部署へおつなぎできるのは、各担当部署の開庁時間中となります。

市政

新たな大都市制度について

特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします～住民投票までの流れは?～

第27回大都市制度(特別区設置)協議会会長提出資料をもとに作成

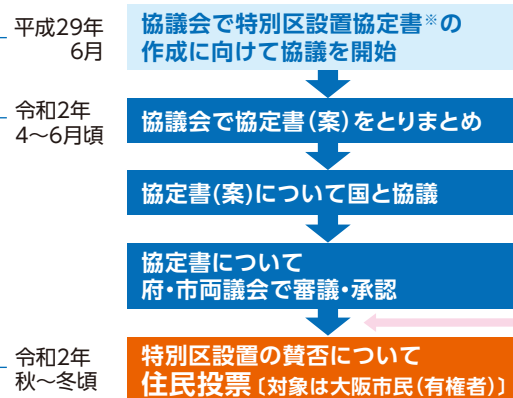


大阪市長 松井一郎

今年秋から冬の住民投票実施に向けて議論を進めています。
大阪のさらなる成長に必要な「広域機能の一元化」と、身近なことは身近で決める「基礎自治機能の充実」に向けて、特別区制度の実現をめざしています。

出前協議会の開催について

3月号でお知らせした出前協議会は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、中止する場合があります。詳しくは大阪市ホームページでご確認ください。



*特別区設置協定書とは

特別区を設置するための具体的な制度設計を定めたものです。特別区設置の日、区の名称・区域、大阪府との事務の分担など、必要となる事項を記載します。



協定書の内容を住民の皆さんに周知(住民説明会の開催や広報パンフレットの配布など)

住民投票により、有効投票総数の過半数が賛成となった場合、現在の大阪市を廃止し、選挙で選ばれた区長と区議会を置く基礎自治体として4つの特別区が設置されます。
なお、大阪市が担っている広域行政は、大阪府へ一元化します。

【特別区制度(案)では、特別区設置の日は、2025年(令和7年)1月1日】

◆特別区制度については、今後、大都市制度(特別区設置)協議会で協定書の作成に向けて協議されるとともに、議会で審議されます。

問い合わせ ▶ 副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX 6202-9355

特別区制度全般についてはこちら

大阪市 特別区 目次

検索



あいさつの声があふれる活気あるまち住吉 | 4月から、新しい環境での生活が始まる方もたくさんいらっしゃると
思います。コミュニケーションの第一歩はあいさつです。まずは、身近な人へのあいさつから、皆で始めましょう!



問合せ 住吉区役所
教育文化課 3階 34番窓口
☎6694-9743 FAX 6692-5535